

農業委員会からのお知らせ

●農業委員の選挙人名簿登録申請を忘れずに!!

本町に住所を有する年齢20歳以上(平成21年4月1日までに生まれた方)の名簿登録申請書の提出があった方で次のいずれかに該当する方は、農業委員の選挙人名簿登録申請が必要です。

【選挙権を有する者】

①1,000㎡以上の農地につき耕作の業務を営む者(経営主)
②前号の同居の親族または配偶者で業務に従事する日数が年間おおむね60日以上と農業委員会が認めた者

③1,000㎡以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員(年間おおむね60日以上耕作の業務に従事していると農業委員会が認めた者)

※記入は、平成21年1月1日の状況で記入してください。(ヤミ小作(無届けの農地)は耕作面積に含めませんので正式に農業委員会に届出をしてください。)

※提出期限は、1月10日(土)までとなっていますが、なるべく1月9日(金)までに提出してください。

●農地の改良には、農地改良届けが必要です!!

農地の切土・盛土などの区画形質の変更については、農業委員会への届出が必要です。

これは、農業委員会を経由することで、事後の近隣耕作者とのトラブルを防止すると共に、施工業者を明確にして、産業廃棄物等の不法投棄を未然に防ぐ事を目的としています。

今後、このような農地改良を計画されている方は、事前にご相談ください。

●耕作放棄地はしっかり管理されていますか?

本年度、全国一斉に耕作放棄地の実態調査が実施され、本町も農業委員の協力をいただき、実態調査を行ったところ、約26ヘクタールの農地が作付けされていませんでした。

このように、何も作付けされず放置された農地に雑草が繁殖しますと、病害虫の発生原因となり、隣接農地に多大な迷惑をかけてしまうばかりでなく、冬期の枯れ草火災や不法投棄の原因ともなりますので、所有者は早期に健全な農地に戻す責任があります。

そのため、これらの農地につきましては、国内食料自給率向上の基本施策による耕作開始を図るため、作付けの推進および他の方への貸付などの手続きを農業委員会で行っています。

農地を所有の方で、何も作付けしておらず今後も作付けの意志が無い方は、農業委員会によりあっせんを行いますので、早急にご連絡ください。



問い合わせ 農業委員会 ☎ 232-4924

申請書の提出は
なるべく
1月9日(金)までに
農業委員会へ

差し押さえ動産公売会のお知らせ

税徴収のため差し押さえた動産の公売会を、下記のとおり開催します。AV機器、家電製品、日用品を低価で出品する予定です。公売に興味のある方や購入を希望される方は、お気軽にご参加ください。

詳細は後日、町ホームページ・チラシなどでお知らせします。

第3回 県・市町村合同公売会

日 時 1月7日(水) 午前11時開場
会 場 県庁地下大会議室
公売物件 日用品・小物など約200点(予定)
そ の 他 詳しい内容については事前に問い合わせください。

問い合わせ 県税務課地方税徴収特別対策室
☎333-2099



▲市町合同公売会

第3回 菊陽町公売会

日 時 1月24日(土) 午前9時開場
入 札 1回目 午前9時30分から
2回目 午前10時10分から
3回目 午前10時50分から
会 場 町図書館ホール
公売物件 日用品・家電類など約150点(予定)

入札方法 入札は1つの物件につき1回となります。入札書には、氏名、物件番号、**入札価格**(購入しても良い金額)を記入するだけです。

当日必要なもの

- ①印鑑(認印で可、法人の場合は代表者印)
- ②購入代金(入札金額および消費税)
- ③本人確認ができるもの(運転免許証など)
- ④委任状(代理人が入札する場合)

そ の 他 公売物件の引渡しは、買受代金納付時の現況で行います。なお、公売前に滞納税が完納された場合は公売中止になります。

また、公売会に参加される方は、なるべく道路北側のホール利用者駐車場をご利用願います。



問い合わせ 税務課 徴収係 ☎ 232-4911